

パパ！
イヤなんて、
許されませんよ。

育児が

育児休業をとりましょう、お父さん。



パパイヤ鈴木と愛娘さやかちゃん

育児・介護休業法についてのお問い合わせは

都道府県労働局雇用均等室へ

育児・介護休業法に関する厚生労働省ホームページは

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html>

お父さんだって、育児休業がとれます！

育児休業は、**男性、女性**を問わず、**子どもが1歳になるまでの希望する期間**、**取ることができる休業**です。

？ うちの会社に、育児休業制度なんてあるのかな…？

😊 育児休業は、法律に基づき労働者が請求できる権利です。仮にお勤め先に**規定がない場合でも、申出をすれば休業することができます**。

？ 育児休業が取りたいなんて言ったら、会社を辞めさせられるかも…？

😊 育児休業を理由とした**解雇その他不利益な取扱い**は**法律で禁止**されています。
このような問題でお困りの場合は、都道府県労働局雇用均等室までご相談ください（表面参照）。
問題がある企業に対して、指導を行います。

？ 妻が専業主婦なんですが…？

😊 妻が専業主婦である場合、また、産休中である場合も、**少なくとも子供が生まれてから8週間までは、男性も育児休業をすることができます**。

？ 休業中の経済的な面が心配なのですが…？

😊 育児休業期間中の賃金の支払いは、お勤め先により異なります。
休業期間中賃金が支払われない又は一定以上減額される場合には、雇用保険から最高で月額賃金の40%が支給される「**育児休業給付金**」があります（詳しくは公共職業安定所（ハローワーク）へ）。
また、育児休業期間中は、**社会保険料**（健康保険、厚生年金保険）が**本人負担、事業主負担とも免除**されます（詳しくは、社会保険事務所、健康保険組合又は厚生年金基金へ）。

仕事が忙しく、とても育児休業を取れるような状況ではないというお父さん！ 子どもが生まれたら、まずは、5日間から始めてみませんか！

子どもとの良い関係づくりの第1歩として、年次有給休暇や各企業が独自に設けている配偶者出産休暇を活用して、出産時の入退院の付き添い等から育児を始めてみませんか！

《男性育児休業取得者の声》

妻の「交代で育児休業をとりましょうよ。」との言葉で取得を決意。男性の育児休業を進めるには、配偶者が熱心に働きかけるのが効果的です。休業に入る半年前には社内で取得の意思表示をして業務の引継などの準備を進め、休業中もインターネットで会社からのメールチェックをすることで、会社の動向を追うことができた。休業で日々成長していく子どもの姿を目の当たりにできたことが大きな喜び。また、会社に対するロイヤリティも上がったと思う。（情報機器メーカー・管理職）

早朝6時出勤、家に帰るのは深夜の2時3時という生活が続く中、当初からの妻との約束で育児休業をとったが、自分が抜けても会社も社会も何の変わりもなく回っているということを強く実感。要は、休業してしまえば代わりの人はいるし、不足は知恵で補えるのだと思う。勤め先で男性が育児休業したのは自分が初めてだったが、最近「俺もとりたい」という同僚が増え、実際にとる人も出てきた。

日頃、ガンガンと攻撃的に仕事をしていると次第に殺伐としてくるが、子どもと関わることで生活のリズムに変化ができ、仕事と違った空間、コミュニケーションの場を持てるようになったのは大きな収穫。（新聞社・記者）